役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益社団法人全国国土調査協会（以下「本会」という。）定款第２６条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。

(3)　非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外のものをいう。

(4)　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　本会は、常勤役員の常任理事(以下「常任理事」という。)の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常任理事の報酬は年俸とする。

３　常任理事の退職に当たっては、その任期に応じ退職手当を支給するこができる。

４　非常勤役員の会長(以下「会長」という。)の報酬等は、理事会、総会又は本会の職務に係る会議への出席の都度、日額による報酬を支払うことができる。

（報酬の額の決定）
第４条 本会の常任理事の報酬年俸は別表１「常任理事の報酬年俸」のとおりとし、会長は理事会の承認を得て、その報酬年俸を決定する。
２　常任理事に対する退職手当は別表２「常任理事の退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
３　退職金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
４　会長の報酬の日額は別表第３「会長の報酬額」を超えない範囲内で理事会により定める。

（報酬の支給日）
第５条　第４条第１項に規定する報酬の月額は、毎月定まった日に支払うものとする。

（報酬の支払方法）
第６条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（通勤費）
第７条　常任理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

（費　用）
第８条　本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公　表）
第９条　本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　正）
第 10 条　この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

（補　則）

第 11 条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成２４年７月１９日総会決議）

附 則

この規程の一部改正は、令和元年７月１８日から施行する。

別表１　　常任理事の報酬年俸

常任理事の年俸限度額　　１０，０００千円

別表２　　常任理事の退職手当の算出要領

（算出数式）　報酬年俸　／　１２　×　在職月数　×　１２．５/１００

（注）　常任理事の退職金は、在職期間（1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）１月につきその者の退職の日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、在職期間の月数の計算については、満65歳の誕生日の前日までとする。

別表３　　会長の報酬額

日額　　３０，０００円